

デロイト トーマツ チャイナ ニュース ダイジェスト版(2016 年第 4 四半期号)

(Vol.167 2016 年 10 月号 - Vol.169 2016 年 12 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

投資情報

外商投資企業の設立・変更を届出管理に

2016 年 10 月 8 日、中国の商務部は「外商投資企業の設立及び変更における届出管理に関する暫定弁法」(商務部令〔2016〕3 号、以下“本暫定弁法”と表記)を公布し、同日施行しました。これにより、外商投資企業の設立と変更は、政府が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない場合、従来の商務部門等による審査・認可を経ることなく、指定オンラインシステムによる関連資料の届出(中国語で「備案」)のみで行えるようになりました¹。

1. 外商投資企業の設立等の手続き

本暫定弁法と工商総局公布の「外商投資企業に対して届出管理実行後の関連登記・登録業務の適切な遂行に関する通達」(工商企注字〔2016〕189 号、以下“本通達”と表記)により、外商投資企業の設立と変更について、政府が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない場合は、商務部門の審査・認可を前提とせず、所管工商局がその登記登録を直接受理できるようになりました。本暫定弁法と本通達の公布により、外商投資企業の設立等について、商務部門の審査・認可が不要な案件は直接所管工商局で営業登記等を行い、営業許可証を入手してから 30 日以内に関連資料を商務部のオンラインシステム(正式名は外商投資統合管理システム)経由で届出を行えばよいこととなりました。

2. 外商投資参入特別管理措置の分野とは

本暫定弁法によると、国家が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない外商投資企業の設立及び変更が届出管理の対象とされます。「外商投資参入特別管理措置の分野」については、国家発展改革委員会と商務部の連名で公布された「公告 2016 年第 22 号」において明確化されています。すなわち、「外商投資産業指導目録」の制限類、禁止類、及び奨励類における持分比率・高級管理者に関する要求のあるものは、その投資金額と投資形態(新設または M&A 等)に関わらず、設立や変更等に際し従来通り審査・認可を受ける必要があるとされます。

3. 届出対象事項

本暫定弁法によると、外商投資企業の設立及び変更は届出対象事項となります。しかし、外商投資企業の買収や組織再編等により外商投資企業の設立及び変更を行う場合は本暫定弁法は適用されず、従来の審査制度を適用します。

また、外国投資者が国内非外商投資企業を買収後、その外商投資企業に発生した変更事項については届出管理対象となります。

具体的な届出手続き、適用範囲等の詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.167 (2016 年 10 月号) 投資情報をご覧ください。

¹ 商務部は、本暫定弁法公布に先立ち意見募集稿を公表にパブリックコメントを募集しており、今回の暫定弁法における具体的な届出手続きはこれをほぼ踏襲している。詳細は「デロイト トーマツ チャイナ ニュース(2016 年 9 月号)」を参照のこと。

投資情報

商務部 加工貿易関連認可の廃止

2016年8月25日、中国商務部は税関総署と連名で公告2016年第45号(以下、“45号公告”と表記)を公布し、9月1日より商務部門による加工貿易業務の関連審査・認可を全国で廃止することを明らかにしました。これにより、これまでの加工貿易契約の審査・認可、加工貿易における保税輸入原材料や部品等または加工完成品の中国国内販売に対する商務主管部門の審査・認可が廃止され、以下の認可証(中国語「批准証」)も発行されないこととなります。

- ・「加工貿易業務批准証」
- ・「オンライン監督管理企業加工貿易業務批准証」(「オンライン監督管理企業」の中国語表現は「聯網監管企業」)
- ・「加工貿易保税輸入材料部品国内販売批准証」
- ・「加工貿易価格不設定設備批准証」(「価格不設定設備」の中国語表現は「不作価設備」)

同時に、保税監督管理区域も、以下批准証の発行を停止します。

- ・「輸出加工区加工貿易業務批准証」
- ・「輸出加工区深加工結転業務批准証」

また、45号公告を受けて、税関総署は2016年10月9日に「45号公告の執行における関連問題の公告」(税関総署2016年第56号、以下“56号公告”と表記)を公布しました。56号公告では、商務主管部門と保税監督管理区域による批准証がない前提で、税関において「加工貿易手帳」(中国語表現は「加工貿易手冊」)とよばれる通関手帳の新規発行や変更手続きにおける変更等が明確化されました。

45号公告施行以前は、税関で加工貿易手帳を発行してもらうためには、企業は商務主管部門に対して、経営状況及び生産能力の申告を行い、加工貿易契約書を提出し、その審査を受けて「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」(以下、“生産能力証明”と表記)と「加工貿易業務批准証」を発行してもらう必要がありましたが、45号公告施行後は、商務主管部門からは「生産能力証明」のみの発行を受けることとなり、加工貿易契約の新規締結、変更、保税材料等の国内販売等の事項につき、商務主管部門の審査を受ける必要がなくなりました。

また、加工貿易に係る輸入原材料や部品、加工製品、作業くず、余剰材料、不良品、副産物、被災保税貨物等が国内販売にする際、商務主管部門による批准証が不要となりました。

加工貿易手帳の取扱を含む45号公告、56号公告の詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.168 (2016年11月号) 投資情報をご覧ください。

税務情報

中国国家税務総局が事前確認管理の規範化に関する公告を公布 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」より転載～

中国の国家税務総局(以下「税務総局」)は 2016 年 10 月 11 日付で「事前確認管理の規範化に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 64 号:以下「64 号公告」または「当該公告」)を公布しました。税務総局が 2016 年 6 月に「関連者間取引申告と同期資料と管理に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 42 号:以下「42 号公告」)を公布して以降、当該公告は、「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2 号:以下「2 号通達」)の関連内容に係る中国の特別納税調整税制におけるもう一つの重要法規と位置付けられ、中国事前確認制度の管理におけるマイルストーンとなります。当該公告は 2 号文の事前確認管理の関連内容を修正したものであり、2016 年 12 月 1 日に施行されることになり、2 号文第六章の事前確認管理に関する章は同時に廃止されます。

事前確認は税務紛争を事前に解決し、税収の確実性を引き上げる有効な手段であり、特に二国間事前確認または多国間事前確認では異なる課税管轄権との税収紛争を事前に解決でき、二重課税を有効的に回避することができます。税源浸食と利益移転(以下「BEPS」)の行動 14「紛争解決メカニズムの効果的な実施」にて、事前確認における相互協議の効果と効率性の向上が掲げられています。64 号公告は中国税務機関が税務実務において積極的に BEPS 行動計画を実行する上での一つの成果であり、中国税務機関の事前確認に対する前向きな姿勢、および管理制度の規範化に対する注目度の高さを示したものであり、さらに中国の税務機関の移転価格管理における技術水準と作業効率性の向上も体現しようとしたものといえます。

当該公告によれば、事前確認制度は通常、税務機関が企業に対して企業による申請の意向を受け入れた旨を記載する「税務事項通知書」を送付した日が帰属する年度から直近の 3 年間に、各年度における関連者間取引の金額が 4,000 万元以上の企業に適用されます。また本規定によれば、すべての企業が税務機関に事前確認の申請の意向を提出することができますが、通常、以下の条件を満たす企業が最終的に税務機関と事前確認協議を締結することになります。

- ・企業が申請意向を税務機関に提出し、税務機関がこれを受け入れる
- ・当該企業において、税務機関が「税務事項通知書」を送付した日が帰属する年度から直近の 3 年間にわたり、各年度における関連者間取引の金額が 4,000 万元以上である

デロイト中国のコメント

当該公告は中国の移転価格管理の新しい指針となるものであり、中国税務機関の近年における事前確認分野での実務を総括するものといえます。当該公告は中国税務機関が移転価格を重視することを示すだけでなく、中国税務機関が積極的に事前確認管理を推し進め、納税者へのサービス水準を高めることの一貫的な主張を示したものといえます。当該公告は中国の事前確認管理の発展のための新たなマイルストーンであり、その内容および考え方については中国経済環境の特徴を十分に考慮した上で、先進国の税務機関の管理水準に近づけようとしたものと考えられます。これにより、中国の事前確認管理がより積極的かつ効率的になることが期待されます。

従来の規定からの変化という点では、新たな締結手続の細分化、申請資料の要求、後期の実施期間の監督管理について、中国税務機関の実務成果を踏まえた上で BEPS 行動計画の中国における実施を加速させるものといえます。

記事の詳細については、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.168 (2016 年 11 月号) 税務情報をご覧ください。
なお、本記事の意見にわたる部分は執筆者の私見であり、デロイト トーマツ グループの公式見解ではありません。

デロイト トーマツ グループ／徳勤華永会計事務所LLP(デロイト中国)による、中国事業展開サポート、日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- デロイト トーマツ グループ 中国ビジネスサポート:

<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/international-business-support/solutions/gbs/china.html>

- デロイト中国 JSG(日系企業サービスグループ):

<https://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsg-japanese.html>

デロイト トーマツ グループによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

デロイト トーマツ合同会社 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346

E-mail: chugoku@tohmatsumatsuo.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakatsjimukyoku@tohmatsumatsuo.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsumatsuo.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

◆ 「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバー

<http://www2.deloitte.com/jp/chinanews>

◆ 「デロイト トーマツ メールマガジン／デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信申し込み

http://www2.deloitte.com/jp/ja/footerlinks/email-magazines.html?icid=bottom_emailmagazines

◆お問合せ先: デロイト トーマツ合同会社 中国室 E-mail: chugoku@tohmatsumatsuo.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL のメンバーファームによるグローバルネットワークについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。